

### 別紙3

## 令和8年度の国民健康保険事業費納付金の算定に用いた係数等について

令和8年2月17日

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の規定により市町村から徴収する令和8年度の国民健康保険事業費納付金の算定に用いる医療費指数反映係数等について、以下のとおり定めました。

| 係数・指数                           | 知事が定める係数等       | 根拠規定（注1）                                   |
|---------------------------------|-----------------|--|
| 医療費指数反映係数（ $\alpha$ ）           | 0.25            | 政令第9条第3項<br>条例第11条                         |
| 一般納付金所得係数（ $\beta$ ）            | 0.7116291306587 | 政令附則第4条の規定により読み替えられた政令第9条第5項<br>条例第13条第1項  |
| 一般納付金基礎額調整係数（ $\gamma$ ）        | 0.9641813275177 | 政令第9条第8項<br>省令第10条第1項第1号                   |
| 一般納付金被保険者均等割指数                  | 0.7             | 政令第9条第9項<br>条例第16条第1項                      |
| 後期高齢者支援金等納付金所得係数（ $\beta$ ）     | 0.7134424153742 | 政令附則第4条の規定により読み替えられた政令第10条第3項<br>条例第17条第1項 |
| 後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数（ $\gamma$ ） | 0.999999984614  | 政令第10条第6項<br>省令第16条第1項第1号                  |
| 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数           | 0.7             | 政令第10条第7項<br>条例第20条第1項                     |
| 介護納付金所得係数（ $\beta$ ）            | 0.7359721564516 | 政令第11条第3項<br>条例第21条第1項                     |
| 介護納付金基礎額調整係数（ $\gamma$ ）        | 0.999999949581  | 政令第11条第6項<br>省令第25条第1項第1号                  |
| 介護納付金被保険者均等割指数                  | 0.7             | 政令第11条第7項<br>条例第24条第1項                     |
| 子ども・子育て支援納付金所得係数（ $\beta$ ）     | 0.7116291306587 | 政令第11条の2第3項                                |
| 子ども・子育て支援納付金基礎額調整係数（ $\gamma$ ） | 0.9999999834476 | 政令第11条の2第6項<br>省令25条の8第1項                  |
| 子ども・子育て支援納付金被保険者均等割指数           | 0.7             | 政令第11条の2第7項                                |

注1 「政令」： 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）

「省令」： 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）

「条例」： 大分県国民健康保険条例（平成29年大分県条例第38号）

子ども・子育て支援納付金については、令和8年4月1日に施行。

### 【用語の説明】

医療費指数反映係数（ $\alpha$ ）：各市町村の医療費水準をどの程度国民健康保険事業費納付金（以下「納付

金」)に反映させるかを調整する係数 ( $0 \leq \alpha \leq 1$ )

所得係數 ( $\beta$ ) : 各市町村の所得水準をどの程度納付金に反映させるかを調整する係数。

全国を1とした場合の各都道府県の所得水準を示す。

納付金基礎額調整係數 ( $\gamma$ ) : 各市町村の納付金基礎額の総額を県の納付金が集めるべき総額に合わせる調整を行うための係数。

均等割指數 : 応能部分に占める均等割の割合。「均等割 : 平等割 = 70 : 30」として算出する。